ｂ　当該届出に係る特定有価証券が特定内国電子記録移転権利等である場合であって、組合等の主たる出資対象事業（法第２条第２項第５号に規定する出資対象事業をいう。以下この様式において同じ。）が資産に対する投資を行う事業以外の事業（以下この様式において「事業型出資対象事業」という。）であるときは、当該事業型出資対象事業の遂行に関する意思決定体制の状況について詳細に記載すること。

［⑲・⑳　略］

㉑　投資方針

組合等の運用に関する基本的態度（投資態度、運用方針、運用の形態、銘柄選定の方針等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

当該届出に係る特定有価証券が特定内国電子記録移転権利等である場合であって、組合等の主たる出資対象事業が事業型出資対象事業であるときは、当該事業型出資対象事業の方針その他の組合等の当該事業型出資対象事業に関する基本的態度について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

㉒　投資対象

［ａ・ｂ　略］

ｃ　当該届出に係る特定有価証券が特定内国電子記録移転権利等である場合であって、組合等の主たる出資対象事業が事業型出資対象事業であるときは、当該事業型出資対象事業の事業計画及びその進捗状況を、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

㉓　運用体制

組合等の運用体制（当該運用体制に関する組織及び内部規則等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

当該届出に係る特定有価証券が特定内国電子記録移転権利等である場合であって、組合等の主たる出資対象事業が事業型出資対象事業であるときは、当該事業型出資対象事業の遂行のために必要な体制（当該体制に関する組織及び内部規則等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

［㉔・㉕　略］

㉖　投資リスク

［ａ・ｂ　略］

ｃ　提出者が発行者である特定有価証券が特定内国電子記録移転権利等である場合には、特に、資産の流出その他の特定内国電子記録移転権利等固有のリスクについて、ａ及びｂと同様の事項を、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

また、組合等の主たる出資対象事業が事業型出資対象事業である場合には、当該事業に関するリスクについて、ａ及びｂと同様の事項を、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

［㉗～㉙　略］

㉚　管理報酬等

組合等から支払われる報酬及び手数料（当該届出に係る特定内国電子記録移転権利等に係る財産的価値の記録及び移転のために用いる技術並びに当該特定内国電子記録移転権利等の募集又は売出し並びに当該特定内国電子記録移転権利等の取得及び譲渡のために用いるプラットフォームを提供する者への報酬及び手数料を含む。）の金額又は料率を記載し、かつ、これらのうち主要なものについて、支払先ごとに、その算出方法、支払うべき金額又は料率、支払方法及び支払時期を記載すること。

［⑲・⑳　同左］

㉑　投資方針

組合等の運用に関する基本的態度（投資態度、運用方針、運用の形態、銘柄選定の方針等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

㉒　投資対象

［ａ・ｂ　同左］

［加える。］

㉓　運用体制

組合等の運用体制（当該運用体制に関する組織及び内部規則等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

［㉔・㉕　同左］

㉖　投資リスク

［ａ・ｂ　同左］

［加える。］

［㉗～㉙　同左］

㉚　管理報酬等

組合等から支払われる報酬及び手数料の金額又は料率を記載し、かつ、これらのうち主要なものについて、支払先ごとに、その算出方法、支払うべき金額又は料率、支払方法及び支払時期を記載すること。